平成２１年（フ）第２４２号
長崎県諫早市多良見町化屋1393番地111
債務者　荒木　輝美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　破産債権の届出期間　平成22年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５号
石川県小松市今江町７丁目611番地６
債務者　森中　和人
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　割出　雄一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第９号
石川県小松市今江町７丁目611番地６
債務者　森中富士子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　割出　雄一
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２５８号
千葉県旭市三川3837番地１
債務者　鈴木　高郎
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月10日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５９号
千葉県旭市三川3837番地１
債務者　鈴木　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成22年４月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月10日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８５号
川崎市麻生区岡上477番地１　多摩ハイツ101、前住所川崎市麻生区岡上464番地１　日神パレステージ鶴川304
債務者　瀬戸口　洋
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
川崎市麻生区岡上477番地１　多摩ハイツ101、前住所川崎市麻生区岡上464番地１　日神パレステージ鶴川304
債務者　瀬戸口エミ子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
川崎市幸区小向町５番12号
債務者　田中　陽子（旧姓瀬戸口）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
静岡県浜松市東区大島町122番地
債務者　杉浦　昭司
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　智実
4　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
静岡県浜松市東区大島町122番地
債務者　杉浦いく子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　智実
4　破産債権の届出期間　平成22年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
新潟市中央区下大川前通５―2230　ダイアパレス大川前501、住民票上の住所新潟県新潟市中央区赤坂町２丁目3188番地７
債務者　本間　　元
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成22年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４２号
沖縄県中頭郡西原町字我謝784番地の４　パレスアルカディア202号
債務者　比嘉　清美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　聖子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５４号
函館市深堀町33番10号
債務者　山本　敏充
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
函館市深堀町33番10号
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
函館地方裁判所